

第4次山梨県男女共同参画計画の策定について

1 経緯

- 平成11年 「男女共同参画社会基本法」施行
- 平成14年 「山梨県男女共同参画推進条例」制定
以降、「第1次～第3次山梨県男女共同参画計画」(H14～H28)を策定し、
各種施策を実施。
- 平成27年 国「第4次男女共同参画基本計画(H28～H32)」策定
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

2 現状と課題

- **固定的性別役割分担意識の解消に向け、更なる意識啓発が必要。**
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方を持つ者の割合は、従前と変化がない。
- **男性の家事・育児等への参画などの意識改革、働き方改革等の取り組みが必要。**
家事・育児・介護等における女性の負担が大きく、女性の活躍が困難な場合が多い。
- **地域社会において、若い世代の男性や女性の参画を拡大する取り組みが必要。**
地域での活動において、性別や年齢により役割が固定化している。
- **男女が互いに人権を尊重し、性差に応じた健康を支援するための取り組みが必要。**
女性に対する暴力は、社会の変化とともに多様化しており、増加傾向にある。
また、生涯を通じて女性は特有の健康上の問題に直面する。

3 第4次計画の策定(案)

- (1) 計画の位置付け
 - 「男女共同参画基本法」に基づく法定計画
 - 「女性活躍推進法」における県の推進計画として位置づける。
(女性活躍推進法第6条に定める努力義務、都道府県男女参画計画と一体計画も可)
- (2) 計画の期間
 - 平成29年度～33年度
- (3) 計画の体系
 - 本県の現状と課題、国の第4次計画及び女性の活躍に関する基本方針等を勘案し、次のとおりとする。

